

政令第百七十四号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第四項第一号、第八条の二第一項第一号、第二十六条第一項第八号ニ、第六項第二号及び第七項第二号、第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号ロ及び第二号、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十八条並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（法第二条第四項第一号の政令で定める権利）」に改め、同条中「第二条第四項の指定権利」を「第二条第四項第一号の政令で定める権利」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人）

第三条の三 法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者

二 法第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

第六条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第六条の二中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。

第六条の三中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。

第六条の四中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第五項第一号」に改める。

第七条中「第二十六条第四項第三号」を「第二十六条第五項第三号」に改める。

第八条中「第二十六条第五項第二号」を「第二十六条第六項第二号」に改め、同条第一号中「指定権利」

を「特定権利」に改め、同条第二号及び第三号中「第七条第一号若しくは第三号」を「第七条第一項第一号

若しくは第四号」に、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第九条中「第二十六条第六項第一号」を「第二十六条第七項第一号」に改める。

第十条中「第二十六条第六項第二号」を「第二十六条第七項第二号」に、「第二十二条第一項第一号若しくは第四号」に改め、「なかつたもの」の下に「及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないもの」を加え、「第二十二条第二号」を「第二十二条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第十四条第二項中「及び口」の下に「並びに第二号」を加える。

第十六条の三第二号及び第三号中「第五十八条の十二第一号」を「第五十八条の十二第一項第一号」に、「第五十八条の十二第二号」を「第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第十六条の四第三号中「当該商品」の下に「、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）」を加える。

第十七条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

第十七条の二の表の上欄中「法第六十六条第一項に規定する販売業者等」を「販売業者等（法第六十六条第一項に規定する販売業者等をいう。以下この表において同じ。）」に改め、同表の下欄中「法第六十六条

第一項に規定する」を削り、同表に次のように加える。

販売業者等の子法人等、
販売業者等を子法人等と

その者による当該販売業者等が行う特定商取引に係る業務に対する指示、
協力その他の関与に関する事項

する親法人等、販売業者
等を子法人等とする親法
人等の子法人等（当該販
売業者等、当該販売業者
等の子法人等及び当該販
売業者等を子法人等とす
る親法人等を除く。）又
は販売業者等の関連法人
等

備考

一 「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下この表において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この号において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配される他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

二 「関連法人等」とは、法人等が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第十九条第一項中「、第八条」を「から第八条の二まで」に、「、第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「、第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「、第五十七条、」を「から第五十七条の二

二まで及び」に、「及び第五十八条の十三」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「及び第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第二项」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「及び第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「及び第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第七項中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「、第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「、第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「、第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「、第五十七条」を「から第五十七条の二まで」に、「、第五十八条の十三又は」を「から第五十八条の十三の二まで、」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「若しくは第四項」を「、第六十六条の二又は第六十六条の五第一項若しくは第二項」に改める。

第二十条第一項第一号中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第二号中「、第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第三号中「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同項第四号中「、第五十八条の十三」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加え、同条第二項第一号中「、第七条、第八条」を「から第八条の二まで」に、「第三十九条」を「から第三十九条の二まで」に、「第四十七条」を「から第四十七条の二まで」に、「第五十七条」を「から第五十七条の二まで」に、「第五十八条」を「から第五十八条の十三の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一

項及び第二項」に改め、同項第二号中「、第十五条」を「から第十五条の二まで」に、「並びに第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」に改め、同項第三号中「、第二十二条、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項」に改め、「第三項まで」の下に「、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項」を加える。

附則第二項を次のように改める。

2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供とする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。

附則第三項中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。

別表第二第四号中「商品の」を削り、同表第五号中「同条第三十五項に規定する」の下に「信用格付業に

係る」を加え、「同項に規定する」を「同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは」に、「同条第一項に規定する」を「同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は」に改め、「同条第十一項に規定する」の下に「紛争解決等業務に係る」を加え、同表第七号、第八号、第十八号、第二十号、第二十二号及び第二十九号中「商品の」を削り、同表第三十九号中「規定する商品の」を「規定する」に、「規定する業務として行う商品の」を「規定する業務として行う」に改め、同表第四十号中「同条第二項に規定する」及び「第一百八十六条第一項に規定する」の下に「特定権利の販売又は」を加え、同表第四十四号及び第四十七号中「商品の」を削る。

別表第四の一の項中「行うこと」の下に「(二の項に掲げるものを除く。)」を加え、同表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、同表の三の項中「四の項」を「五の項」に改め、同項を同表の四の項とし、同表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え 、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的	一月
五万円又は契約残額の百 分の二十に相当する額の いづれか低い額	二万円

とするものであつて、主務省令で定める方法によるものに限る。）。

別表第五第四号中「別表第四の六の項」を「別表第四の七の項」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号中「別表第四の五の項」を「別表第四の六の項」に改め、同号ハ中「磁氣的方法又は光学的方法」を「電子的方法、磁氣的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「別表第四の二の項から四の項まで」を「別表第四の三の項から五の項まで」に改め、同号ロ中「磁氣的方法又は光学的方法」を「電子的方法、磁氣的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品

イ 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの
ロ 化粧品

ハ マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤

二 医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二

条第二項の医薬部外品をいう。）であつて、美容を目的とするもの

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）

第八条第二号の規定は、店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が、当該訪問の日前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項及び次項において「訪問前取引」という。）のあつた顧客に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該訪問前取引がこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当該訪問前取引がこの政令の施行前にあつたものについては、なお従前の例による。

2 新令第八条第三号の規定は、店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業

者が、訪問前取引が二以上の訪問につきあつた継続的取引関係にある顧客に対してもその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引がいずれもこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引のいずれかがこの政令の施行前にあつたものについては、なお従前の例による。

3 新令第十条の規定は、販売業者又は役務提供事業者が、当該勧誘の日前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項において「勧誘前取引」という。）が二以上あつた継続的取引関係にある顧客に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この項において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の勧誘前取引がいずれもこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当該二以上の勧誘前取引のいずれかがこの政令の施行前にあつたものにつ

いては、なお従前の例による。

4 新令第十六条の三第二号の規定は、店舗購入業者が、当該訪問の日前一年間における当該購入の事業に
関する取引（以下この項及び次項において「訪問前購入取引」という。）のあつた顧客に対してその住居
を訪問して行う購入であつて、当該訪問前購入取引がこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当
該訪問前購入取引がこの政令の施行前にあつたものについては、なお従前の例による。

5 新令第十六条の三第三号の規定は、店舗購入業者以外の購入業者が、訪問前購入取引が二以上の訪問に
つきあつた継続的取引関係にある顧客に対してその住居を訪問して行う購入であつて、当該二以上の訪問
につきあつた訪問前購入取引がいずれもこの政令の施行後にあつたものについて適用し、当該二以上の訪
問につきあつた訪問前購入取引のいずれかがこの政令の施行前にあつたものについては、なお従前の例に
よる。

6 法第四十二条第二項及び第三項並びに第四十八条から第四十九条の二までの規定は、この政令の施行前
に新令別表第四の一の項に掲げる特定継続的役務につき締結された特定継続的役務提供契約（法第四十一
条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約をいう。）又は当該特定継続的役務の提供を受ける権

利につき締結された特定権利販売契約（法第四十一条第一項第二号に規定する特定権利販売契約をいう。）については、適用しない。

7 この政令の施行前に新令別表第四の三の項から六の項までに掲げる特定継続的役務の提供に際し締結された関連商品販売契約（法第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約をいう。）については、新令別表第五第三号ロ及び第四号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第七十条」を「第七十条第一号」に、「又は第五十二条第二項」を「、

第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項」に改める。

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第二十五号

二 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第二十五号

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の

一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の時において前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十一條第一項第四号の規定による許可の取消し又は同法第十一條の三第一項第三号の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例による。

2 この政令の施行の時において前条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第五条（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルに掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条第二号の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

理由

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、主務大臣が販売業者等に対して業務の停止を命ずる場合において当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができる使用者について定めるとともに、特定継続的役務として美容医療に係る役務を追加指定する等の必要があるからである。